

ジュニア・エアロビック技能検定会 実施要項

(目的)

1. 本実施要項は、エアロビック検定制度に定める技能検定会における「ジュニア・エアロビック技能検定」の実施内容に関わる事項について定め、もって技能検定の普及を目的とする。

(ジュニア・エアロビック技能検定の開催範囲)

2. 技能検定会が開催できる主管と、検定範囲は次の通りとする。

| 主管 | 技能検定の範囲 |
|-----------------------------|-------------|
| 1. 本連盟 | J-5 級～J-1 級 |
| 2. 都道府県エアロビック連盟 | |
| 3. JAF 認定校 | |
| 4. 競技エアロビック登録クラブ | |
| 5. 地域エアロビック・リーダーズ・サークル (LC) | |
| 6. エアロビック技能検定員 | J-5 級～J-4 級 |
| 7. ジュニア・エアロビック技能検定員 | |

(受検資格)

3. 対象を中学生以下（15 歳）とする。
 - ・ J-5 級～J-1 級の受検は原則として「とび級」を認めない。
 - ・ 階級を全 5 階級とし、最終階級のジュニア・エアロビック技能検定 1 級は、チャレンジ級として、競技技術に一部リンクした内容とする。
 - ・ ジュニア・エアロビック技能検定 1 級合格者は、エアロビック技能検定の 3 級に相応し、2 級の受検資格を持つ。
 - ・ ジュニア・エアロビック技能検定 2 級の合格者は、エアロビック技能検定 4 級に相応し、3 級の受検資格を持つ。（ただしエアロビック技能検定に相応する級の認定証は発行しない。）

(技能検定会の使用音楽)

4. 使用音楽は下記の表にしたがって主管が決める。

| 検定級 | 使用曲/BPM |
|-------|---------|
| J-5 級 | 140 |
| J-4 級 | 145 |
| J-3 級 | 145 |
| J-2 級 | 145 |
| J-1 級 | 150 |

(ジュニア・エアロビック技能検定員)

5. 技能検定会における受検者の合否の判定は、本連盟が認定したジュニア・エアロビック技能検定員またはエアロビック技能検定員が務める。

(1) 主管は検定級の内容に応じて、次の検定員を配置しなければならない。

| 検定級 | 技能検定員数 | 主任検定員 |
|-------|--------|--------------|
| J-5 級 | 1 名 | - |
| J-4 級 | 1 名 | - |
| J-3 級 | 2 名 | 1 名を主任検定員とする |
| J-2 級 | 2 名 | 1 名を主任検定員とする |
| J-1 級 | 2 名 | 1 名と主任検定員とする |

(2) J-3 級以上については 1 名を主任検定員とし、合否判定を行う。過去の検定活動の経歴を配慮して主任を決定する。

(採点基準と採点方法)

6. 技能検定会における採点基準は次の通りとする。

(1) 採点基準及び採点方法は次の通りとする。

- ①各級毎に設定されている 16 個の課題動作を、下記の基準をもとにして個々に採点する。
- ②個々の課題動作の合計点 (48 点満点) と加味点 2 点を考慮して合計し、最終的な評価点 (50 点満点) とする。

| 採点 | 基準 |
|------------|--|
| A (3 点) | 課題動作を正しく実施し、評価・指導のポイントを全てクリアしている。 |
| B (2 点) | 評価・指導のポイントで、1 つクリアできない項目がある。または、実施方法が違う。 |
| C (1 点) | 指導・評価のポイントで、2 つ以上クリアできない項目がある。または、課題と異なる動作を実施している。 |

(2) 合否の判定は次の通りとする。

| 検定級 | 判定基準 |
|-------|-------------|
| J-5 級 | 評定値 30 以上 |
| J-4 級 | 評定値 35 以上 |
| J-3 級 | 評定平均値 35 以上 |
| J-2 級 | 評定平均値 40 以上 |
| J-1 級 | 評定平均値 40 以上 |

(3) その他

- ①課題動作の間のつなぎ動作は自由とし、評価の対象としない。
- ②受検者の理由によるやり直しは、原則として認めない。

(実施の人数)

7. 技能検定会において、1回における1人の検定員の採点する最大の実施人数を原則として5名以下とし、級に合わせて評価しやすい受検人数を設定する。

(検定料及び認定登録料)

8. 受検者は、次の受検料を主管に支払うことにより受検することができる。

また、検定級に合格した場合、認定登録料を支払うことにより検定級が認定される。

| | 検定料 | 認定登録料 | 交付物(案) |
|------|--------|--------|----------|
| J-5級 | 1,000円 | 1,040円 | 認定証及びバッジ |
| J-4級 | 1,000円 | 1,040円 | |
| J-3級 | 1,000円 | 1,040円 | |
| J-2級 | 2,000円 | 2,090円 | |
| J-1級 | 2,000円 | 2,090円 | |

※ 検定料に関する消費税の取り扱いについては、各主管のご判断とさせていただきます。

(技能検定会の実施と手順)

9. 技能検定会の実施と手順は概ね次の通りとする。

| 実施の手順 | | 実施の内容 |
|-------|--------------|---|
| 1 | 開催申請 | ・ 主管団体(個人)は、本連盟に1ヶ月前までに技能検定会の開催申請の手続きを行う。 ※LCは所属する都道府県連盟へ、検定員は開催する都道府県連盟にも申請の手続きを行う。 |
| 2 | 受検の募集告知 | ・ 主管団体(個人)は、受検者の募集告知を行う。 |
| 3 | 受験申込と受付 | ・ 受検者は、所定の申込書と別表に定める受検料を添えて主管団体(個人)に申込を行う。 |
| 4 | 技能検定会の実施 | |
| 5 | 合否判定と通知 | ・ 主管団体(個人)は、技能検定会終了後すみやかに合否判定を行い、15日以内に受検結果通知書を発行する。 ・ 同時に合格者に対して当日もしくは後日、認定登録申込書を添付する。 |
| 6 | 実施報告と認定登録手続き | ・ 主管団体(個人)は、45日以内に判定結果報告と実施報告書を本連盟に提出する。 ・ また、同時に合格者の認定登録申込書と別表に定める認定登録料を取りまとめて本連盟に認定登録の申請を行う。 ※LCは登録料の他に管理料として受検料の5%を所属する都道府県連盟に、検定員は登録料の他に受検料の10%を開催する都道府県連盟に納入後報告書の提出する。 |
| 7 | 認定証の発行 | ・ 本連盟は、認定登録申請の受理後1ヶ月以内に認定証を発行し認定証とバッジを添えて主管団体(個人)に送付する。 |
| 8 | 認定証とバッジの交付 | ・ 主管団体(個人)は、認定登録者に認定証とバッジを交付する。 |

(受検料及び認定登録料の取り扱い)

10. 受検料及び認定登録料の取り扱いは次の通りとする。

- (1) 受検料は主管が全額収納する。但し、リーダーズサークル (LC) が開催する場合は、受検料の 5%を当該の都道府県連盟に支払う。エアロビック技能検定員、ジュニア・エアロビック技能検定員が開催する場合は、受検料の 10%を開催する都道府県連盟に支払う。
- (2) 認定登録料は、主管が収受して本連盟に全額納入する。

(検定員の報酬)

11. 技能検定員の報酬は、原則として次の基準とする。

- (1) 技能検定員の報酬は、上限 15,000 円/人とする。
- (2) 1 回の検定会で受検者が 50 名を越えた場合は、2 回分の報酬を支払う。
- (3) ジュニア・エアロビック検定とエアロビック検定が同時に行われる場合は、それぞれ別途の検定員報酬を支払う。
- (4) 上記の報酬金額及び支払方法は、前項までを参考に主管と技能検定員が話し合いにより決定することができる。

(附則)

1. 本実施要項は平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
2. 本実施要項は平成 20 年 4 月 1 日改定
3. 本実施要項は平成 21 年 4 月 1 日改定
4. 本実施要項は平成 26 年 4 月 1 日改定
5. 本実施要項は平成 27 年 4 月 1 日改定
6. 本実施要項は平成 28 年 4 月 1 日改定
7. 本実施要項は令和元年 9 月 1 日改定